

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を決定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 損害賠償の額 521,717円（過失割合 村100%：相手方0%）

2. 相手方

3. 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和8年4月14日 午後4時50分

(2) 発生場所

長野県木曾郡王滝村 村道第41号線

(田の原下 御嶽スキー場 第7Bゲレンデ付近)

(3) 事故の状況

村道第41号線（田の原から八海山地区間）開通のため除雪作業を行っていた際、除雪車両への給油のため相手方に除雪現場まで給油作業を依頼。給油のため除雪車両が上り方面から下り方面に向け停車、それに対し相手方輸送車両が道を横断する形で直角に停車し、給油作業を開始するためお互いに下車。しかし、当時は除雪直後のため路面が完全に凍結しており、停車措置を行っていても除雪車両の自重により滑り始め、除雪車両の近くに停車していた輸送トラックと接触。この事故により、相手方車両の破損が発生した。

(4) 特記事項

損害賠償金は、全額が保険金により支払われる。

令和8年6月17日 提出

王滝村長 越原 道廣

令和8年6月 日 議決

王滝村議会議長 下出 謙介